

【参考資料】

議案第67号 朝霞市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

上下水道部水道施設課

1 改正趣旨

建設業法施行令の一部改正に伴い、引用条項の改正を行うもの。

2 概要

第3条第11号及び第4条第8号中「第34条第1項及び第2項」を「第37条第1項及び第2項」に改める。

3 施行予定年月日

公布の日から施行する。

担当

上下水道部水道施設課水道工務係
電話463-8699